

第36回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年7月28日（金）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

第36回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年7月28日（金）午後4時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井朝康、
三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、苅部嘉
也、鈴木利彰、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆ
き、阿久津皇

欠席の委員：石井勝、細井誠一

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、
主事 藤田遼二

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）
 - (2) 特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）
 - (3) 令和5年9月の総会日程（案）について
 - (4) 農地利用状況調査の農家への周知について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法改正に伴う
世田谷区農業振興計画（基本構想）の一部改訂
 - (6) 東京都農業会議『第43回農業後継者表彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 令和5年農家基本調査の実施について
 - (2) ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」「プルーンつみ取り」「栗ひろい」の開催について
 - (3) 令和5年度「農作業体験塾（秋）」の実施について
 - (4) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、ただいまより第36回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4となります。協議事項の資料といたしましては、No.5、No.6、No.7、No.8、No.9、報告事項の資料はNo.10からNo.13の4件となっております。また、当日の配付資料といたしまして、本日の次第の差し替え版と農家基本調査表等一式、営農だより116号、全国農業会議所の「都市農業の時代」という冊子です。こちらは後程回収させていただきますが、特定生産緑地候補地一覧をお配りしております。資料の不足はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は石井勝委員、細井誠一委員が欠席となっておりますが、過半数の出席でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、荻部嘉也委員、植松智委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

本日は、特例として、次第5の協議事項の(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）及び特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）から協議に入りたいと思います。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、関係人といたしまして、都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

松本課長と担当の柿澤係長、真田主任と鋤野主事でございます。

お手元の資料No.5、東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）と資料No.6、特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）に関しましては、都市計画課より報告をさせていただきます。

議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言についてのご許可と皆様のご同意をお願いいたします。

○宍戸会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員4名の発

言に同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしとのことですので、発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より、協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)及び(2)特定生産緑地の指定に係る肥培管理について(照会)について、説明をお願いいたします。

○松本課長 ただいま会長より出席のご許可を承りまして、どうもありがとうございます。世田谷区都市整備政策部都市計画課長の松本でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

日頃より、世田谷区のまちづくり、都市づくりにおきましては、皆様のご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日ですけれども、今年度の生産緑地地区の都市計画変更の内容についてご説明に上がった次第でございます。追加予定区域の現地調査につきましては、農業委員の皆様にご協力をいただきました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、お手元の資料No.5に基づきましてご説明をさせていただきます。資料No.5の2ページをご覧くださいませでしょうか。

1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、482件から11件減少し、471件となります。総面積は約82.63haから約1.47ha減少し、約81.16haとなります。

6ページをお願いいたします。こちらに今年度の変更箇所図をおつけしてございます。図中、▲が削除、●が追加地区を表示しております。

それでは、変更の内容についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが3ページにお戻りいただけますでしょうか。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱いますため、面積の列の一番上の値には「約」と「㎡」を記載しておりますが、以下は「約」と「㎡」は省略しております。第2の表は、削除のみを行う地区の位置や削除面積、備考欄に「地区の全部」または「地区の一部」を記載しております。一番下には、削除の合計面積を記載しております。箇所数は23件、合計面積は約1万9930㎡でございます。削除理由といたしましては、令和4年度の1年間に主たる従事者の方がお亡くなりになられたこととすとか、告示日より30年経過したことによる行為制限の解除がなされたもの、また、

生産緑地法 8 条 4 項による公共施設の設置によるものでございます。

次に、追加のみを行う地区につきましては、4 ページの第 3 の表をご覧ください。追加件数は12件、合計面積は約4130㎡でございます。

それでは、追加のみを行う地区12件の内、主立ったものについてご説明いたします。追加の種類といたしましては、既存の生産緑地地区に一部追加するものが10件、新規追加が2件となります。

1 件目でございます。祖師谷 5 丁目でございます生産緑地番号782番の地区でございます。資料ですと12ページの計画図と、27ページ下の現地写真をご覧ください。こちらは新規指定の生産緑地となります。つりがね池公園南側約200mの位置関係でございます。約450㎡の区域を新たに生産緑地として指定するものでございます。こちらの生産緑地は、平成29年10月の条例改正に伴う面積要件の引下げにより、指定可能となったケースとなります。野菜の方ですが、ダイコンですとかホウレンソウ、インゲン等、あと、パンジー、ビオラ、ペチュニア等の花、あと、ブルーベリー、キウイ等が栽培されている状況でございます。

2 件目でございますが、喜多見 5 丁目、778番の地区でございます。資料ですと16ページの計画図と27ページ上の現地写真を併せてご覧ください。喜多見小学校の北側約200mの位置関係でございます。約700㎡の既存の生産緑地地区に約210㎡の区域を追加するものでございます。ミカン、レモン、スダチ等が栽培されております。この場所につきましては、身近な農地を保全するため、小規模でも隣接街区内の生産緑地が約100㎡を満たせば生産緑地を継続できるとする一団性要件の運用緩和による追加の案件でございます。

3 件目でございますが、等々力 3 丁目の781番の地区でございます。資料ですと21ページの計画図と27ページ中央の現地写真を併せてご覧ください。こちらは新規指定の生産緑地となります。等々力地区会館や等々力児童館の西側約300mに位置してございまして、約310㎡の区域を新たに生産緑地として指定するものでございます。こちらの生産緑地は、1 件目にご紹介いたしました祖師谷 5 丁目でございます生産緑地番号782番と同じく、平成29年10月の条例改正に伴い指定可能となったケースとなります。バンクシア、ユーカリ、ミモザ、アカシアが栽培されております。

なお、既存の生産緑地を一部削除したことによる道連れ解除となった生産緑地はございませんでした。

都市計画変更追加区域についてのご説明は以上となります。

最後に、資料の2ページにお戻りいただけますでしょうか。5の今後の予定でございます。令和5年8月1日に世田谷区都市計画審議会へ報告をした後、都市計画案の公告を予定しております。その後、都市計画審議会への諮問を経て、10月下旬に都市計画の決定、告示を予定しております。

生産緑地の指定に関する説明は以上でございます。

続きまして、特定生産緑地指定候補地区の肥培管理の意見照会についてのお願いでございます。お手元の資料No.6といたしまして、特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）と、別添で参考資料、特定生産緑地候補地一覧を机上配付させていただいております。なお、こちらの特定生産緑地候補地一覧は、本ご説明の後、当課の職員が回収させていただきます。回収は順番にさせていただきたいと思っておりますので、その際は直接職員にお渡しいただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。資料No.6の3ページをご覧くださいませでしょうか。特定生産緑地へ指定されるまでのスケジュールについての記載でございます。このスケジュールに沿って指定の手続を進めております。特定生産緑地の指定に係る生産緑地の肥培管理につきましては、世田谷区特定生産緑地指定手続事務取扱要綱第10条におきまして、照会文書により農業委員会の意見を照会することと定めております。特定生産緑地候補地一覧をご覧くださいませでしょうか。こちらが今年度、特定生産緑地として新たに公示を予定しております生産緑地地区の一覧となっております。こちらにつきましては、都市計画決定権者の最終判断をするため、肥培管理のご判断を農業委員会にお願いしたいところでございます。

ご説明は以上になります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○宮川委員 1点だけお伺いします。

私もこれに立ち会ったんです。そのときに、この敷石は該当するのは難しいから外して下さいとか何とか、そういう注意があった場合、その後どうなったかというのを確認してからこれを認めるんですか。

○柿澤係長 立会いを事務局と一緒にいらっしゃいますので、例えば石について取り除いているという前提で、その確認を取ってこのリストに載せております。

○宮川委員 確認を取ってということ。分かりました。

○大塚委員 3ページの削除のみを行う位置および区域で、30年で削除されたのはどのぐらいの件数なんですか。

○松本課長 告示日より30年経過したものは10件ございまして、面積としては約0.78haでございます。

○大塚委員 ありがとうございます。そんなに多くはなかったかな。結構です。

○宍戸会長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにご意見がないようですので、都市計画課職員の皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○松本課長 本日はどうもありがとうございました。

それでは、資料をこれから回収させていただきますので、順にお渡しいただければと思います。お手数をおかけします。よろしくお願いいたします。

[都市計画課職員 退室]

○宍戸会長 それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が7件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に沿いましてご説明申し上げます。

まず、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。受付番号5-5-9。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。

受付番号5-5-10。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.1-3をご覧ください。

受付番号5-5-11。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-4をご覧ください。

受付番号5-5-12。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-5をご覧ください。

受付番号5-5-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-6をご覧ください。

受付番号5-5-14。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-7をご覧ください。

受付番号5-5-15。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案の報告は終わります。

続きまして、(3) 第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての1件目を審議いたします。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 2-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上です。

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○志村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行させていただきます。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料No.2-2の件でございますが、申請内容を一部変更したいとの申出が申請人からございましたため、次回以降の審議とさせていただきます。

資料No.2-2については以上でございます。

○宍戸会長 それでは、本件は次回以降に審議を行うことといたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料No.2-3をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議を終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○宮川委員 ○○が2つある。これはどういうことですか。

○事務局 これは、生産緑地の台帳上の管理でこのような形に記載がされていて、税務署としての扱いもこの形で処理されているということですので、農業委員会としてもそのままの土地の情報を載せさせていただいている、そういう状況でございます。

○宮川委員 ということは、○○と○○と○○で1900幾つということなんですか。

○事務局 ○○と○○と○○の地番を全部足すと、1行目と2行目の足した和の面積になるということと考えられます。

○宮川委員 納得できないけれども、しょうがない。

○事務局 土地の一部というのが何番の何の一部という記載がある場合とない場合があるようで、恐らくこの場合は「○○の一部」の「一部」を省略されてしまっているような記載で税務署が、管理しているので、土地の管理はそれに倣ってやっていますので、ちょっと分かりにくくなってしまったということだと思います。

○宍戸会長 合計した場合の面積はこの面積で合っている訳ですね。

○事務局 面積は合っております。

○宍戸会長 それでよろしいですか。

○宮川委員 はい。

○宍戸会長 ご意見をいただきましたけれども、ほかに意見はどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-3をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続きまして、4件目ですが、農業委員であります〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条1項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、本件の審査中は〇〇委員には退室していただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○宍戸会長 それでは、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-4をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

では、お願いいたします。

[〇〇委員 着席]

○宍戸会長 では次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-5をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をよろしくお願ひいたします。

○志村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 続きまして、資料No.4-6をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願ひいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-7をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をよろしくお願いたします。

○三田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いたします。

○大塚委員 バナナの件は、ハウスですか。

○三田委員 露地で育つバナナだそうです。聞いたことがないんですけども。

○大塚委員 もう植わっているの。

○三田委員 植わっています。でも、まだなっちはいません。

○大塚委員 木は成長しているの。

○三田委員 木はまだこれくらいだったかな。これからどうなるかというような形でした。いろんな新しいものをやられています。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-8をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をよろしくお願いたします。

○大塚委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.4-9をご覧ください。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わりになります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)、(2)の2件につきましては、先程、都市計画課より説明があり、協議は終了しておりますので、(3)の令和5年9月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.7、令和5年9月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回の総会につきましては、8月31日木曜日午後3時から、区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催が決定しております。

令和5年9月の開催日時につきましては、9月28日木曜日午後4時から、会場はここ、三軒茶屋分庁舎5階のオリオンでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 みんな3時なのに、この日はどうして4時なんですか。

○事務局 庁内で確認しまして、区議会議員関係の何かご予約があるというのが事務局から聞こえてきまして、1時間遅らせております。

以上でございます。

○真鍋委員 ぴんとこないんですけども。ご配慮ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにはご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、総会の日程については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、案のとおりで決定いたします。

次に、(4)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.8-1とNo.8-2、2件ございます。ご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、先月の農業委員会総会において主たる従事者証明願についてご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。6月30日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたのですが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にはあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご質問がないようですので、生産緑地の取得のあっせん依頼についての協議は終了いたします。

次に、(5)の農業経営基盤強化促進法改正に伴う世田谷区農業振興計画（基本構想）の一部改定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法改正に伴う世田谷区農業振興計画（基本構想）の一部改定について説明させていただきます。

本件につきましては、前回6月の総会で概要を説明いたしましたとおり、法改正に伴い、区の基本構想であります農業振興計画でございますけれども、9月末までに改定する必要が生じており、その改定内容につきましては、法改正に伴う既定項目の追加等となりますが、基本構想の改正には農業委員会の意見照会が必要となることから、世田谷区長からの依頼に基づき、本日の農業委員会総会においてご協議をお願いするものでございます。

それでは、資料No.9-1をご覧ください。まず、1に基本構想の概略を記してございますが、基本構想は、区市町村が定める地域農政の基本となるもので、都の農業振興基本方針の指標を参考に、営農類型ごとの農業経営の規模等を定めることとしておりました、今回、資料No.9-3で抜粋した内容が基本構想に対応する主な部分となっております。ホチキス留めのものですね。3ページございます。

資料No.9-1に戻っていただきまして、2の項目には改定の背景として記してございます。申し上げましたとおり、4月の法改正により東京都が定める基本方針が6月末に改定され、区も9月30日までに基本構想の改正が必要となっているという内容でございます。なお、今回の区の改定は、都の改定を踏まえて実施する必要があるということが(2)に記してございます。

3は、主な改正内容です。今度、資料No.9-2、横の表です。見にくいと思うのですが、新旧対照表（案）を併せてご覧いただければと思います。

まず1つ目が、新旧対照表の5ページからお示しております(4)農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加でございます、①農業を担う者の確保及び育成の考え方、②区が主体的に行う取組、③関係機関との連携・役割分担の考え方、④就農等希望者のマッチングと農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供の内容を記しております。

2つ目が、6ページの(5)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の追加でございます、①に農地の利用集積に関する目標と②として農地の効率的、総合的な利用に関する事項の内容を加えております。

3つ目は、法改正により廃止となった事項の削除で、新旧対照表では最後のページの右側の(5)の項目の削除を行うこととなります。

資料No.9-1にお戻りいただきまして、4の見直しの流れと裏面にありますスケジュールでございますけれども、現在、認定農業者及び区内各JAの皆様へも意見聴取を実施しており、8月上旬には回答をいただく予定となっております。なお、現時点では特段のご意見はいただいておりません。その後、都知事に協議をして同意を得た上で基本構想を決定、9月末には公告を目指しております。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、世田谷区農業委員会からは、世田谷区農業振興計画一部改定案の内容については異存はないものとして、世田谷区長宛てに回答する方向で進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 この件について質問等がありましたらお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○真鍋委員 今の説明で、例えば法律が変わったのでそれを削除したとか、後継者育成のことについて都がそういう形で取り組むので区の方としても異存はないとか、要は、そういう制度が変わったことについてきちっと整理したことと今後の目的について定めたということで、大きな問題があるものじゃない、当たり前、当然、広くこれを求めていくものだという内容の解釈でよろしいんですね。

○事務局 今おっしゃるとおりでございます。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、それでは、世田谷区農業委員会としては、世田谷区農業振興計画一部改定案について、改定内容に異存がないものとして区長宛てに回答することといたします。

また、今、JAと農業者さんの方に8月までの回答ということをやっておりますので、本日以降にJAや認定農業者さんからご意見があった場合にはどのような対応をすればよ

いでしょうか。

○事務局 本日以降、何か大きな意見をいただいた場合には、恐れ入りますが、会長と相談をさせていただければと思っております。

○宍戸会長 では、私に一任とさせていただきますもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしく願いいたします。

それでは、続いて、(6)東京都農業会議『第43回農業後継者表彰』候補者の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 東京都農業会議『第43回農業後継者表彰』候補者の推薦についてでございますが、毎年、各JAに推薦のご協力をいただいているところですが、今年度につきましては該当者なしとの回答を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。

○阿久津委員 初めてなので教えてほしいんですけども、せっかくなので該当者なしというのは残念だなと思うんですけども、何年以上従事していることとか、何か要件があるんですか。それに当てはまる方がいらっしゃらないというようなことなんですか。

○事務局 もちろん要件もございます。あと、営農規模、農業収入であるとか、そういったところを総合的に勘案もしてございますので、そういった観点から今回は推薦がなかったと認識しております。

○宍戸会長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、以上で協議事項を終了いたします。

次に、6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の6、報告事項について順次説明をさせていただきます。

お手元の資料No10、令和5年農家基本調査提出の願いをご覧下さい。世田谷区農業委員会におきましては、ご承知のとおり、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。利用目的につきましては、農家基本調査の主な利用目的に記載のあります3点となります。調査対象は、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10a以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家となります。その他、送付物につきましては、裏面の3、送付物に記載の①から⑦となります。

す。②の調査票につきましては、令和4年8月時点の各農家さんの情報を反映して印刷しております。変更や訂正がある場合には朱書きで訂正して提出いただきます。調査票の発送につきましては、来週中に区内に在住の農家の皆さんへ発送できるよう準備を進めております。提出期限につきましては9月14日までとなっております、同封の返信用封筒にてご返信をお願いしております。

なお、農家基本調査の結果につきましては、集計が出来次第、区農業委員会のホームページに統計として掲載予定です。

また、本調査とは別に、東京都農業会議から生産緑地の貸し借りに関する意向調査に関するアンケートへのご協力をお願い、それから、世田谷区からもアンケート調査へのご協力をお願い、こういったものを同封させていただいております。参考までにこれら送付物についても配付してございますので、後程ご確認をお願いいたします。

農家基本調査の実施については以上でございます。

資料No. 11、報告事項の2件目になりますけれども、ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」「プルーンつみとり」「栗ひろい」の開催についてでございます。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No. 12令和5年度「農作業体験塾（秋）」の実施についてのご案内です。こちらは、南烏山にございます高橋農園ほか3園で開催されます。生産種別、開催日時、募集人数、参加費、対象、申込方法等については記載のとおりでございます。こちらもふれあい農園と同様、8月1日の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

続きまして、資料No. 13をご覧ください。都内産農産物の放射能検査についてでございます。こちらは令和5年6月29日付の検査結果でございますが、世田谷産農産物につきましては対象になっておりませんが、いずれの農産物も異常はございませんでした。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 ただいま報告にありました(1)から(4)について、ご質問等がございましたようお願いいたします。

○植松委員 ふれあい農園のことなんですけれども、「リンゴ・ナシもぎとり」の開園のところに内海果樹園と書いてあるんですけれども、私が担当しているところの地区で高橋農園は載っていないんですけれども、やめてしまったんですか。

○事務局 資料は、実は振興係の方からそのまま引き継いでおりますので、後程確認させていただきます。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 農業委員会親睦会の会計報告と、年期末でございますので会費の残高返還だけさせていただきますよろしいでしょうか。

農業委員会親睦会の令和4年8月から令和5年7月の会計について報告をいたしておきます。収入につきましては、前期繰越金、全国農業新聞購読料として21万8293円、支出につきましては、全国農業新聞購読料として17万6730円となりましたので、委員お一人当たり1900円のご返金がございます。なお、残金の1663円につきましては、来期の親睦会に繰り入れさせていただきます。

長くなりましたが、以上でございます。

○宍戸会長 それでは、終了してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 本日の農業委員会総会を終了いたします。

それでは、これが最後になりますが、高橋職務代理より閉会の挨拶をよろしくお願いたします。

○高橋会長職務代理者 (会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和5年7月28日(金)開催の第36回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男